伊賀市地方就職学生支援補助金事業は、東京圏の大学を卒業した学生の伊賀市内への移住を伴う市内就職を支援する制度です。

**＜補助金額＞**

◆上限１３，０００円

対象となる経費は大学の卒業年度の６月１日以降の採用面接にかかる往復交通費の２分の１とし、一人１回を限度とする。

**・移住元要件**　　（移住前）**下記要件をすべて満たす方**

□大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

　※対象大学・学部（キャンパス）一覧をご確認ください。

□大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

**・移住先要件**（移住後）**下記要件をすべて満たす方**

□伊賀市内に所在がある企業等に就職することが内定していること。

□卒業後に内定先企業に就職し、伊賀市へ移住する意思を有していること。

**・就業に関する要件　　下記要件をすべて満たす方**

□勤務地が伊賀市内であること。

□週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

□官公庁（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

□就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等ではないこと。

**必要書類**

□伊賀市地方就職学生支援補助金交付申請書（様式第１号）

□就業先の内定証明書（様式第２号）

□誓約書兼同意書

□在学証明書（卒業学年であることが確認できるものに限る）

　※学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・押印が必要です。

□移住元での住所を確認できる書類

　※住民票

　※賃貸住宅の契約書及び卒業年度の複数月の家賃を支払ったことが確認できる書類や公共料金の領収書

□交通費の領収書

□写真付き身分証明書の写し

（注意）公的書類については発行日から３ヶ月以内のものを有効とします。　発行から３ヶ月以上を経過した場合は、新たに取得してください。

**注意事項　☆必ずお読みください。**

◎本事業は三重県と共同して行う事業です。交付決定か否かについては三重県で審査されることから、追加で資料等の提出を求める場合があります。その際は必要な書類等をご準備いただくことになります。